

## 社会福祉の方法について

本間 真宏

(昭和61年9月30日受理)

### A Study on the Method of Social Welfare Practice

Masahiro HONMA

(Received September 30, 1986)

#### はじめに

これまでの研究が社会福祉の対象規定に傾いていたことを私は否定する心算はない。それは私自身の福祉観の形成にとって必要な作業であったからである。しかし、そのための研究方法が果して十分なものとなっているかどうか、実に心もとない気持でいる<sup>1)</sup>。さらに援助技術(方法)について問われると、2年間の実務経験があるとはいうもののほとんど役にたちそうにない。現場のワーカーたちとの話し合いの機会是比较的多い方であると思っている。教員になってから、学内(研究室)に相談を行うための部屋を作り地域住民のニーズに答えようと一時は真剣に考えたこともあった<sup>2)</sup>。しかし福祉教育を主たる任務とする私にとって、いわば片手間のようなそれはクライアントに対して失礼なこととなる。「いつの日か……」と思っているが、それまでは援助技術の理論に精通し、実践への応用を考えていくべきであろう。本稿の目的はそのための予備的作業となるものであるが、いまひとつは保育者養成における福祉教育(とりわけ援助技術にかかわるそれ)について考えてみようとするところにある。

まず保母養成にかかわる「基準」において福祉系科目がどのように変化してきたのかをみておこう<sup>3)</sup>。昭和23年のそれでは「社会事業一般、ケースワーク、グループワーク」の三科目で120時間があてられている。それは27年に大幅に改訂される。そこでは「社会福祉事業一般、社会福祉法制、ケース・ワーク及び実習、グループ・ワーク」の5科目9単位が必修さらに「グループ・ワーク実習、コミュニティー・オーガニゼーション」の2科目6単

社会福祉研究室

位が選択科目となっている。この頃の保母養成が主として公立の保育専門学校でなされていたこともあり、このようなカリキュラムとなったのであろう。ともあれ2年間で必修87単位、選択4科目ということで、今日の過密カリキュラムの先駆をなすのであるが、同じ時期に社会福祉系の大学(専門学校)ではどうであったのかは後にみることにしたい。

私立短大(及び保専)が増えはじめ、幼稚園教員を併せ養成するようになる昭和37年に「基準」は3回目の変更となった。そこでは「社会福祉、児童福祉、ケースワーク、グループワーク」の4科目8単位に整理され、さらに「養護原理」や「家庭経営」が2単位ではあるが設けられている(「施設管理」はすでに設置されていた)。さきの傾向が顕著になる45年に現行の基準に改められている。その特徴は(1)専門科目を「福祉、保育教育、心理、保健、家政、保育内容、基礎技能」という系列に整理したことである。ついで(2)総単位数を73から68に削減したことである。さらに(3)進路に応じた選択履修を可能にし、実習単位を減少させたことなどである。福祉系科目では「社会福祉Ⅱ」として従来のケースワーク、グループワークにコミュニティー・オーガニゼーションをも含めてしまったことである。こうして「社会福祉Ⅱ」は演習2単位でもって次のような内容を包含することになった。すなわち「保母養成専門教科目教授内容ソースブック」(この存在自体が問題なのであるが)によれば次のようになる。(1)児童福祉におけるソーシャル・ワークの位置づけ (2)ソーシャル・ワークの沿革 (3)ソーシャル・ワークの基本原則 (4)ケースワーク (5)グループワーク (6)コミュニティー・オーガニゼーション (7)ソーシャル・ワークの記録と評価。

これらの教授項目をみながら、私は「福祉職としての保母」とはどのような存在なのかをいつも考えさせられてきた。それは幼稚園教員を志向する者が増えてきた頃、さらに幼保以外の仕事に就く者が多くなってきた今日、いかなる授業が求められているのかを思考することであった。また一方では、これだけのことを学んでいるとしても、「保母」は福祉の専門職ではないといわれるのである。福祉における専門性とは何なのか、を問いながら、同時に保育者の専門性についても考えていかななくてはならない<sup>9)</sup>。保育はいうまでもなく人間を相手とする営みである。その点においては教育、医療はもちろん福祉とて例外ではない。福祉対象の変化に対応して方法は（時に“一人歩き”をすることやいわゆる“専門的近視眼”として批判されてきたが）多様に変化して今日に至っている。それらについてみながら、さきの目的を少しでも達成してみたい<sup>9)</sup>。

### 科学的処遇をめざして

いわゆる社会福祉の方法を援助技術に限定して用いるとすれば、それは科学的処遇ということの意味していると考えられる。それを「処遇の科学化」と言い換えてもいいが、要はその内実であろう。ここではソーシャルワークの萌芽、成立、発展についてみながら、今日における課題および専門職養成教育などについて考えてみることにしたいと思う。

#### (1) ソーシャルワークの萌芽

ソーシャルワークがたずさわっている事柄は古いけれども、専門職としてのソーシャルワークはきわめて新しい。その起源は、ヴィクトリア朝の繁栄のさ中において、どうして貧困を無くしようかという問題に対する一つの答として、1860年代にイギリスにおいて発達した慈善組織化運動の中に見出すことができる<sup>6)</sup>。

1834年の改正救貧法が (イ)全国一率 (ロ)労役場の強化 (ハ)劣等処遇などの原則を打ち出した背景と結果は次のようなものであった。すなわち「貧窮が怠惰の結果であるとする考え方に立って、救貧はある意味での罰であるとし、その事業は国の機能と考えるのである。救貧事業を国家の機能と考える点では近代国家への発展の第一歩を意味するといつてよいであろうが、この改正によって、救貧費を約半減することに成功した。しかし、貧窮者の数はますます増加し、ロンドンのスラムは拡大していっ

た<sup>7)</sup>のである。ロンドンに慈善組織協会(COS)が設立されたのは1869年である。それは次のような事情による。すなわち「ロンドンにおける慈善団体の相互協定の欠如は、救助を願う者には無差別の施与を行ったので、一層悪評を招いた。それぞれのケースについて実際の必要を調べもせず、どこか他の方面から救助を受けているや否やも、また相手が現に求めている救助の種類や数量を確かめるでもなく、無統制、無差別に救助が行われ<sup>8)</sup>ていたからであった。この協会はイギリスにおけるソーシャルワークの発達に大きく寄与しただけでなく、1877年アメリカ合衆国での設立によって新たな展開をみせるのである。

このようなCOSの先駆的活動は1788年ハンブルグ市、1852年エルパーフェルト市で採用された貧民救済制度である。それは救済個別化の理念のもとに調査関係に多くの力がさかれていた。それを視察したイギリスの救貧法調査官は（それでもなお）「不必要な扶助の請求を抑制する」ために、この制度に注目していたのであった<sup>9)</sup>。貧困者の家庭の経済的、道徳的側面の向上発展ということにより多くの注意が向けられるようになるにはなお相当の年月を必要としたのである。

このようなCOSの活動とならんでソーシャルワークのいまひとつの成立の契機となったのは社会調査による貧民の生活実態の明確化であった。C・ブースの「ロンドン市民の生活と労働」が出版されたのは1889年である。S・ラウンリーが「大都市に関してブース氏が到達した一般的な結論が、果たしてどの程度まで、小さな田舎の町に適用され得るものであるかを判断する」<sup>10)</sup>のために、ヨーク・タウンの調査をはじめたのは1899年であった。「貧乏線」の設定は彼によるものである。そのうえで貧乏つまり「ギリギリの生活」というものの実態を解明しようとしたのである。さらにそのような生活が人間におよぼす心身上的悪影響を指摘し、こうした状態から抜けだすためにはどうすればいいのかを考えようとしたのである。救貧院の状況について次のように述べている。それは「ずいぶん時代がかった建物で、したがって構造上でも、どうかとおもわれる点が、たくさんある。また、1901年には、看護婦は婦長と夜勤係とを合わせて総計12人、しかも正式の資格を持っているものは、わずかに数人に過ぎない状態であった。……300人の患者の世話をしようというのである。しかも、この300人の患者のうち、88人は低能と癲癩持ちときている……（劣等処遇原

則を肯定したうえで一引用者) 救貧院の現状には、まことに好ましからぬことがある。それは場所が狭いため、被収容者の色わけに応じて、これを分類し、それぞれ違った待遇をあたえることが、できないということである。すなわち、現在では、壮年中、着実な、どこからみても恥ずかしくない生活を送ってきたが、老年におよんで、遂に救貧院の世話にならなければなくなったものも、飲酒癖やその他の不行跡のため、ゆきどころがなく、救貧院に収容されるに至ったものと、まったく同じ待遇を受けている<sup>11)</sup> というものである。今日の施設処遇のあり様はどれほど状況を変えているであろうか。

## (2) ソーシャルワークの成立と発展

アメリカにおける社会福祉史の方法について論じるなかで「ソーシャル・ワークの二つの側面」を考えてみなくてはならないとする意見がある<sup>12)</sup>。それによると「われわれは、通例政策や制度を示す用語としての社会事業と、援助の技術や活動を指す用語としての専門社会事業というふたつの用語をもち、これを使い分けることが可能である。……ソーシャル・ワークは、分析方法上は、一度社会事業と専門社会事業の萌芽の形態に二分され、しかる後にもう一度両者の統合物として再構成されたかたちで把握される」ことになる。本稿の目的は後者、すなわち専門社会事業という意味でのソーシャルワークについて考え、その日本での展開についてみようとするものである。

さて19世紀初め、アメリカ東部の都市には多くの民間慈善事業が発生していた<sup>13)</sup>。S・ガーティンの指導のもとにアメリカで最初のCOSがニューヨーク州バッファローで設立される(1877年)。1883年からはCOS運動の拡大の時期とされる。協会は慈善の重荷を背負うコミュニティを単位としていた。1896年からは貧窮防止のための運動の時期(第三段階)である。後に述べるニューヨーク慈善組織協会での従事者講習会は1897年に開かれている。第4段階は1905年から運動の全国的な広がり、ソーシャル・ケースワークの復興の時期とされている。ここで注意しておかなくてはならないことは初期の運動が自由放任主義に基調をおいていたのに対して、1870年代以降のそれは社会連帯主義であったことである。また、それまでは互いに平行的な関係にあったセツルメント運動とCOS運動が接近するようになってきたことである。今世紀に入っての社会改良運動のなかにそれらを見るこ

とが必要である。

ところで「最良の慈善は個人によって個人に対してなされるものでなくてはならない」のであるが、しかし「たんなる施与は慈善に非ず」として友愛訪問員が「施しよりも友情を」を重視したとしても効果あるものではない。1898年の夏、ニューヨーク慈善組織協会の講習会は「優勢な楽観主義、力強い確信に支えられた意識的なソーシャル・アクションと施与でも友人でもなく専門的なサービスを」というスローガンに示されるものである。ここに慈善もしくは博愛からソーシャルワークへの転換をみなくてはならない<sup>14)</sup>。M・リッチモンドの「社会診断」(1917)はこのような状況をふまえたうえでまとめられたものであった。当時の社会改良家たちが制度にのみ関心をよせていたときにソーシャル・ケースワークを「小売的方法」として、両者の相互補完的な関係を考慮しながら、後者の科学的な体系づけを試みたものといえよう。それは次のように評価されている<sup>15)</sup>。それはCOSでの体験をもとに、社会診断のために社会的証拠の収集の理論と方法をまとめ「調査」のあり方について一応の法則を定めたものといえる。しかし「処遇」の面においては、いまだ技能(art)的な面が強く<sup>16)</sup>、家政学の影響もあって救済品の給付の適切さと相まって、その指導においては家計運用が重視されていた。

リッチモンド以後のケースワークは諸科学(とりわけS・フロイトの精神分析理論)に大きく依拠しつつ展開される<sup>17)</sup>。戦後の傾向については、次にわが国における「移入」とその展開の状況をみながら考えていくことにしたい。

## (3) ソーシャルワークの日本的展開

ケースワークが日本に移入されるのは1920年前半、慈善事業から社会事業(公共性、予防性、専門性などを志向する)へと転換しつつある頃であった。それは「個別処遇」などと訳され(イ)救護事業、(ロ)医療・保健分野、(ハ)要保護児童への働きかけなどに散見される程度であった<sup>18)</sup>。そのようななかで方面委員制度をもって救護法の実施によって生ずるであろう国家財政の負担をできるだけ抑制しようという考え方は実に日本的であることに注意しなくてはならない。まさにこの段階におけるケースワークは、いわゆる濫救や漏救の防止手段として考えられ、地域の名士である方面委員による「調査」は身元調査、不正摘発、思想のそれにと容易に転化したのであっ

た<sup>19)</sup>。戦前における従事者教育としては明治41年から内務省地方局による感化救済事業講習会が主たるものであり、大正大学、東洋大学、日本女子大学などで講義が行なわれたにすぎない。昭和3年より中央社会事業協会の社会事業研究生制度が発足するが175人の卒業生を出しただけである。ここには戦前における現業者として、非科学的で経験主義中心の民間施設と方面委員がおかれているのみで、戦後における展開とは一線を画すもの<sup>20)</sup>、という指摘がみられるのであるが、わが国の文化的風土からいって仕方のないことであつたと思われる。逆に、敗戦によるソーシャルワークの（強制的）移入がこの国の学問的風潮と相まって、そちこちにチグハグな面をもたらしたことを知らなくてはなるまい。それはいまだにソーシャルワーク、ケースワークなどとカタカナでしか表現しえない状況について考えることでもあろう。

戦後の状況について、まず公的扶助（生活保護）との関係でケースワークについてみていくことは妥当な方法であろう。どのように用いられているだろうか。生活保護における扶養義務者の決定や資産認定の問題はもっとも基本的な事柄である。後者について「最も正しい意味におけるケース・ワークをやって欲しい」とか「最も効果的なケース・ワークの行われる必要がある」。あるいは「範例は……その結論を導き出した物の考え方を把握され、実際の問題の取り扱いに当っては、その考え方に従って最も適切なケース・ワークをやっていただく<sup>21)</sup>」というような表現に、まず当時の考え方をみる必要があるであろう。すなわち「ここにいうケース・ワークとは、漠然と個別的配慮ないし自立助長のための生活指導を意味したように思われるが、一方民間においても民生委員をケース・ワーカーと称して、その個別的生活指導をケース・ワークと称していたようである。この点は後にGHQ側の批判を受けることとなった<sup>22)</sup>」というのである。昭和24年10月の現任教育講習会におけるマーカソンの言葉が紹介されている。ケース・ワーク、ソシアル・ケース・ワーク、ケース・ワーク・サービスというような言葉は日本においては一度も語られなければよかったのだ。これらの言葉が使用され、誤用されることによって、社会福祉事業における実施と訓練の全体が著るしく混乱をきたしている。それは社会学、心理学、経済学などの社会科学を学んだ人に対して、ケースワークを教える学校で、一定期間の学術的訓練を受けることによってのみ得られる専門的技術をいうのである。日本でのそれは未だ

道遠しと……。

それに対して「現在の社会福祉事は、高度のケース・ワークは行えないにしても現代のサービスの原理又は精神に合致した、或はこれに近いサービスはこれがある程度行いうるであろうし、又郡部において社会資源が少いからここれを発見し又はつくり出し、組織化して活用する必要がある、かかるために地域社会組織化事業の育成の急務がとかれていた<sup>23)</sup>」というのであるが、それから約40年を経て、今日の状況をどのように評価すべきであろうか。視点を社会福祉教育の側に移して考えてみることにしたい。

本格的な社会事業教育が話題になりだしたのは昭和21年9月（旧）生活保護法の公布前後からであるといわれる。日本社会事業学校が52名をもって講義をはじめのは同月11月である。翌年、新しい民主的な社会事業教育の日本の基準大綱が作成される。それはGHQ主導のアメリカにおける大学院レベルのものであった。すなわち基礎8科目（ケースワーク、グループワーク、コミュニティオーガニゼーション、社会事業行政運営、社会調査、公的扶助、医学知識、精神医学知識）を中心とし、どうみても日本の国情に合ったものとはいいがたつたのである。ここで「実習」についてみておこう。それは「社会事業施設において家庭保護、児童保護、医療保護、ケース指導、グループ指導、社会事業行政等に関し、最初学年において最低7単位を履修しなければならない。なお実習開始の年齢は、満21才以上とし、実習指導の責任は当該施設の当事者に委せ、実習の運営に関しては、学校当局、施設当事者及び施設監督官庁をもって構成する委員会において行う<sup>24)</sup>」となっていた。いかに実習が重視されていたかがわかる。しかし、さきに述べた保母養成のばあいとあわせ、要はその内容がどうであるかということであろう。

専門的な福祉教育の充実と福祉現場における専門職の確立はパラレルである。わが国のばあい、目的志向の強い大学においてさえ、希望の職種に就けるとは限らない。そして現場において取得した資格、免許が正当に評価されているとはいいがたい。社会福祉のばあいにおいても然りである。福祉の仕事における資格とはどのようなものなのであろうか<sup>25)</sup>。福祉専門職の養成ということについてみておくことにしたい。

日本社会事業学校連盟（JASSW）が組織されたのは昭和30年5月である。それは「わが国における社会事業

学校の資質向上をはかる」ことを目的のひとつとしている。これまでに「国家公務員上級職への福祉系科目の採用」や「社会福祉学士、修士、博士の新設要求」などのソーシャル・アクションとともに、あるべき「カリキュラム」を構想するために毎年度のセミナーを実施している。「ケースワーク実践の基礎—事例によるケースワーク研究」の刊行（1971）はその成果である。その後、保母養成校の増加につれ、福祉科目についてのテキストは飛躍的に伸びている。その質的な検討は今後の課題としたいが、ここで一応の区切りをつけておくことにしたい。

### おわりに——処遇の科学化のために

専門社会事業という概念は果して市民権を得たのであろうか。今日、児童福祉施設の専門社会事業従事者のうち圧倒的な数を占める「保母」はソーシャル・ワーカーであると考えているであろうか<sup>26)</sup>。さきのJASSWの歩みを見ると40年代前半まではケースワーク、グループワーク、コミュニティオーガニゼーションという基本技術をめぐって、どのようなカリキュラム（教授内容）が日本の風土に適したものであるかを考えてきたようである。それらの作業は今後とも続けられていかななくてはならないが、1960年以降においては「方法の統合化」ということがいわれるようになってきた<sup>27)</sup>。批判はさきの三つがそれぞれ特定の方法に基づく狭い枠組にしたがってしか実践活動を展開しえなくなってしまう点を鋭く衝いている。

これまでソーシャルワークは精神分析をはじめとして実存分析、ゲシュタルト心理学、交流分析、一般システム論、生態学、小集団理論、組織論など実に多くの科学の成果を取り入れてきた。その体系化、統合化はかんたんなことではない。課題中心アプローチと問題解決モデルがさしあたり提示されているが今後の課題であろう。これまでにみてきたソーシャルワークの展開過程が「科学的処遇」を目指してきたものであるとするならば、今後の課題はまさに「処遇の科学化」<sup>28)</sup>ということであろうが、14,000といわれる専門用語の統一がまず可能であるのだろうか。ともかくソーシャルワークは面接に初まって面接に終るといわれる。「Art」という言葉の重みを感じさせられる、とともに「リハビリテーションが一次的に目指すのは普通の人間の日常生活なのだから、私たちが無雑作に、習慣的に行なっている身体の動きの域を出ないはずで、平板なのは当然かもしれない」<sup>29)</sup>という

ところからケースワークにおける“専門性”を考えていくべきではなかろうか。

### 註

- 1) 本間真宏：社会福祉論—21世紀に向けて 相川書房（東京）1986 pp. 95～96
- 2) 公的な相談機関が多いわが国において、私立のそれが果している役割を無視してはならないであろう。たとえば「現代の相談事業—弘済会館相談室5年のあゆみ」鉄道弘済会弘済会館（東京）1971を参照のこと。
- 3) 岡本富郎：保母養成科目の変遷、平井信義編集代表 保育者養成の諸問題 相川書房（東京）1981 pp. 231～236
- 4) 本間真宏：保育者の現職教育 平井・岡田代表編集 保育学大辞典 第3巻 第一法規（東京）1983
- 5) ちなみに「臨教審」がらみで留保されている改訂案では「児童福祉（講義）、社会福祉（演習）、児童福祉方法論（演習）」の3科目8単位となっている。
- 6) K. Woodroffe（三上訳）：慈善から社会事業へ 中日文化（名古屋）1977 p. 3
- 7) 柴田善守：社会福祉の史的発展 光生館（東京）1985 p. 56
- 8) <注6>の文献 p. 27
- 9) S. Queen（高橋訳）：西洋社会事業史 ミネルヴァ書房（京都）1961 pp. 86～88
- 10) S. Rowntree（長沼訳）：貧乏研究 懶千城（東京）1975 p. 16
- 11) <注10>の文献 pp. 397～398
- 12) W. Trattner（古川訳）：アメリカ社会福祉の歴史 川島書店（東京）1978 p. 298
- 13) 一番ヶ瀬康子：アメリカ社会福祉発達史 光生館（東京）1963 p. 66
- 14) 小松、山崎他著：ソーシャル・ケースワーク 有斐閣新書（東京）1979 p. 25
- 15) 小松・山崎編集代表：ケースワークの基礎知識 有斐閣（東京）1977 p. 5
- 16) ちなみにリッチモンドはケースワークを「個人とその社会的環境との間に、個別的・意識的につくりだされた適応を通じて、パーソナリティを発達させる過程」（1922）と規定している。
- 17) <注1>の文献 p.33 及び本間真宏：貧困・低

- 所得問題と社会福祉援助, 小松・本間他著 社会福祉の方法 建帛社(東京)1982 pp. 34~37
- 18) 仲村優一編: ケースワーク教室 有斐閣(東京)1980 p. 30
- 19) 岡本民夫: ケースワーク研究 ミネルヴァ書房(京都)1973 p. 82
- 20) 木田徹郎: 社会事業教育, 日本社会事業大学編 戦後日本の社会事業 勁草書房(東京)1967 p.394
- 21) 小山進次郎編: 生活保護の基本問題(生活保護百問百答第三輯) 日本社会事業協会(東京)1949 pp. 65~73
- 22) 黒木利克: 日本社会事業現代化論 全国社会福祉協議会(東京)1958 p. 222
- 23) <注22>の文献 p. 237
- 24) <注22>の文献 pp. 488~490
- 25) 川瀬・本間共著: 法の解釈と運用—教育・福祉関連法規の体系と解釈(私家版)1986 p. 23
- 26) 木田・竹中・副田編: 改訂社会福祉の方法 誠信書房(東京)1966 pp. 220~225
- 27) <注17>の文献 p. 4
- 28) 岡本民夫: 老人処遇のあり方, 老人問題研究 大阪府立老人総合センター(大阪)1986 Vol. 6
- 29) 砂原茂一: リハビリテーション 岩波新書(東京)1980 p. 128~129